

授業案⑪ 憲法の役割－もしも今の憲法がなかったら－

1 対象

中学生、高校生

2 獲得目標

憲法が、法律とは異なり、国家権力に歯止めをかけて、国民の権利・自由を守ることを目的としていることを理解してもらう。

現行憲法上で、このことが中学生・高校生にも理解しやすい例といえるのが、「国家権力が国民に対して行ってはならないもの」という観点から定められている検閲の禁止（憲法21条2項前段）といえる。他方、明治憲法下では、検閲の禁止を定める規定はなく、広く検閲がなされていた。そこで、検閲禁止規定のある世界とない世界との比較検討を通じて、検閲のない世界を目指す現行憲法が、国民個人の権利・自由を保障するものであることを理解してもらう。また、併せて、憲法と法律などについての理解も深めてもらう。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」C(1)では「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、同ア(ウ)において「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。」「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。」が挙げられている。また、高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第3「政治・経済」2「内容」A(1)では「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、同ア(ア)において「政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。」が挙げられている。しかし、これらの事項・概念等は極めて抽象的であるため、生徒自身にとっても、知識として得たとしても、体感をもって理解しづらいと思われる。

そこで、本授業案では、国内で国民の基本的人権が脅かされる深刻な事案として想定されるのが、国家権力との関係においてであることや平時ではなく戦時においてであることを踏まえ、現

行の日本国憲法の存在しない戦時中の日本における表現活動に関するケースをもとにした意見交換を通じて、現行の日本国憲法が国民の基本的な人権や平和主義の実現にとって重要な役割を担っていることを学んでもらう。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント等
導入 10分	<p>○自己紹介、弁護士の仕事紹介</p> <p>好きな映画、舞台、音楽、本、漫画、アニメ、ゲームなどの話をする。</p> <p>○生徒にも好きな映画ほか上記について自由に答えてもらう。</p> <p>(○上記に加えて、可能であれば、事前に生徒たちにアンケートをとっておく(質問項目は例えば、エンタメの好きなジャンルとか、本日の弁護士による出前授業が楽しみであったか否かなど)。その上で、実際の、アンケート結果とは異なる結果(例えば授業担当者に都合の良い結果)を発表して、思想・表現の統制ないし世論の誘導等が行われることに関する問題意識を持ってもらう)。</p>	<p>⇒生徒それぞれに好きな表現物があることを確認する。</p> <p>⇒表現物には、人それぞれの考え方や感じ方等が詰め込まれていることも確認する。</p>
展開1 15分	<p>○今の日本では、基本的に、作家さんやアニメーターさんなどが自由に作品を作ることができ、それを皆さんが自由に見たり聞いたり読んだりできるという前提があります。</p> <p>では、突然ですが、ここで、ちょっとタイムスリップしたとします。今は、1942年頃の日本で、日本はアメリカ等と戦争をしているとします。</p> <p>ここで、班分けをします。A班は政治家等の国を動かすリーダーのグループ、B班は戦争に賛成の国民のグループ、C班は戦争に反対の国民のグループです。A班は、今、国を一致団結させて戦争に勝たないといけないと考えています。B班も同じです。</p> <p>しかし、C班は、今からでも戦争を終わりにした方が良く考えていて、その意見をA班やB班に聞いてもらいたいと思っています。C班の中には、新聞記者や作家さんもいます。この場合、C班は、どんなことをしますか。</p> <p>○C班の行動・アイデアを聴く</p> <p>○B班の中で、C班からの意見・アイデアで出た表現活動を見て、C班に移りたいと思う人はいますか(例えば、自分の好きな芸能人等がそういう表現活動をしたらC班に移りたいと思いますか)。</p>	<p>⇒A班、B班、C班の立場に応じた活動を確認する。特に、国家権力側の活動を体感してもらう。</p> <p>⇒デモ、投書、出版等色々な手段・方法を出してもらう。</p>

	<p>○A班としては、C班からの意見・アイデアで出た表現活動をされると、このまま一致団結を目指して戦争をすることが難しくなると考えています。この場合、A班は、C班の活動に対してどんなことをしますか。</p> <p>(A班の行動についての生徒からの回答としては、C班の人の身体拘束をして、その考え方を変えさせるというものが予想される。生徒からこのような回答があった場合には、その身体拘束の根拠も質問する。その回答としては、例えばA班の人たちが作ろうとしている世の中の秩序を乱す表現活動を法律等で禁止しておいて(また犯罪として定めておいて)、それに違反した人たちを犯罪者として逮捕等し、刑罰を科すというものが考えられる。そして、C班の人たちがそのような表現活動をするを事前に封じ込めるためのA班の手段として、「検閲」があることを説明する。)</p>	<p>⇒手段として、検閲が選択され得ることを理解させる。その際に、生徒から上げられた手段が、判例上の「検閲」(「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止すること」)に当たらないと考えられるものである場合、検閲に当たらないものであっても表現に対する事前抑制に当たり得ることを説明する。なお、A班は、B班の表現活動は推進する可能性が高いことも補足する。</p>
<p>展開2 10分</p>	<p>○今の日本で、検閲はできますか。</p> <p>○タイムスリップした1942年頃の日本では、検閲はできましたか。</p>	<p>⇒憲法21条2項前段に「検閲は、これをしてはならない」という規定があり、検閲ができないことを確認する。</p> <p>⇒その頃適用されていた明治憲法では、検閲を禁止する規定がなく、検閲はされていた。</p> <p>⇒検閲があると、日本が戦争に勝っているのか負けているのかの情報さえ国民に届かなくなる。</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>○世界にも様々な憲法があり、同じ日本の憲法でも、明治憲法と今の日本国憲法とでは違いがあります。</p> <p>◎今の憲法は、国民の権利・自由を保障することを第一の目的として、それを実現するためのルールを定めています。そして、ここで大切なのは、憲法は、国家権力と国民を区別して、国民の権利・自由が国家権力から奪われないように定められているということです。</p> <p>◎もしも憲法に国家権力による検閲を禁止する規定がなかったら、国会は検閲をするための法律を作ることができます。そして、行政機関は、その法律を使って、国民の表現活動に対して検閲をし、取り締まることができます。そのため、今の憲法は、このようなことを防ぐ重要な役割を担っています。</p>	<p>⇒国家権力と国民個人の権利・自由との区別を理解してもらおう。</p> <p>⇒憲法と法律の区別を理解してもらおう。</p>

◎今回は、今の憲法に定めのある検閲の禁止についてお話ししましたが、今の憲法は全体をとおして、国家権力に歯止めをかけ、国民の権利・自由が国家権力から奪われないようするために定められています。この授業がそのことを知るきっかけになればと思います。なお、憲法の改正が議論されることがありますが、その際には、その改正により、国民である皆さんの権利・自由にとって今よりも良い状況が生じるのか、悪い状況が生じるのかを想像して考えてもらいたいです。